

# 旬じょうはん

情勢判断学会 東京本部  
会員向けニューズレター  
発行人 古川 彰久  
事務局 〒105-0011 東京都港区  
芝公園 2-6-11 芝公園7ビル1001  
(有)イキキライフ内  
Tel. 03-3432-0584  
Fax. 03-3432-0582  
<http://www.jouhan.com>  
E-mail: info@iki2life.com

## 6 月例会ご案内

日時 : 6 月 1 日 水曜日  
18:30 ~ 20:30  
テーマ : 食品から見た  
「ハラール認証制度」について  
場所 : 港区立商工会館  
参加費 : 1000 円  
担当 : 北島 徳泰

### ・ハラールとは？

イスラム教では、人は、イスラム法に適った生活をする  
ことで現世で成功し来世で立法者から多大な褒賞が得  
られるとされている。

イスラム法には、ハラールとエイタブと呼ばれるもの  
がありこれらは並んで守るべきものとされている。ハラ  
ールは、HARAL または、HALHAL と表記され、「イス  
ラムの法に適う」ことを示す。また、エイタブは、正確  
な日本語訳は存在しないが、清潔、清浄、健康的、環境  
保全うえて好ましいものとされている。

ハラール自体はイスラム教徒が消費する全ての製品（食  
品、日用品、衣料品、化粧品、医薬品、観光、流通、金  
融など）が該当する。イスラム諸国では社会全体のハラ  
ールを維持するための様々なルールが存在する。

### ・「食べ物」についてのハラール

ハラールであるものを食べることは、神に教えに対して  
忠実に従う信仰の一つであるとされている。逆にハラール  
でないものを食べることは、神に対する背信行為であり、  
罪深い行為とされている。そのため、食品については厳  
格なルールが多く存在する。

「ハラールとされているもの」および「ハラールとされ  
ていないもの」の具体的内容は定例会にて説明します。  
また、以下の各項目についても定例会にて具体的の説明  
いたします。

### ・ハラール認証制度の確立

#### ・「食品」のハラール認証制度

#### ・日本の食品企業とハラール認証

イスラム圏向けのハラール認証を取得した日本の食品  
企業はあまり多くない。多くの日本の食品企業は関心を  
示しているものの、以下の要因がハラール認証を難しい  
ものと感じさせている。

(認証制度について)

(ハラール認証に必要な証明について)

(運用上の問題について)

(違反したときのペナルティーについて)

### ・最後に

ハラール認証を難しいものと感じている日本の企業は  
多い。しかしながら、海外市場に参入する場合、各国  
の市場特性や規制内容、国民性、文化風習について十  
分調査するのは当然であり、ハラール認証についても  
イスラム教、イスラムの文化・文明の成り立ちを正し  
く理解する準備が必要なだけである。

また、イスラム教圏との交流は、多くの日本人にとっ  
て今まであまり経験が無かったというだけであり、今  
後イスラム圏との経済活動や国際交流がさらに盛んにな  
れば、他の地域の国々との交流と大差ないものに変  
わると思われる。今回はそのきっかけとして、ハラ  
ール認証制度が注目されたものと思われる。

※本稿の文章は、私一個人がハラール認証について理  
解するために調査したことを簡単にまとめたものであ  
るため、ハラール認証機関、イスラーム学、シャリー  
ア学の専門家による検証を行っておりません。また、  
本稿はハラールの見識について十分でない部分、表現  
が適切でない部分が多くございますので、本稿の引用、  
転載は固くお断りいたします。

### 参考文献

・森下翠恵、武井泉 ハラール認証取得ガイドブック  
三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング編 東洋経済  
新報社 2014 年

・並河良一 ハラル食品マーケットの手引き 日本食  
料新聞社 2013 年

・並河良一 ハラル市場の将来展望と認証までのプロ  
セスー 第4回ハラル市場の現状と今後、第5回ハラ  
ル制度の国際比較 食品と開発

・NPO 法人日本ハラール協会 HP 「ハラールとは」  
<http://www.jhalal.com/halal> 「ハラール認証について」  
<http://www.jhalal.com/auth>

・一般財団法人ハラール・ジャパン協会 HP 「ハラール  
基礎知識」 <http://www.halal.or.jp/halal/>

・武藤英臣 ハラールの考え方と認証について フー  
ドケミカル 48(7)

・食品産業海外事業活動支援センター ハラル市場と  
その展望 <http://www.shokusan-sien.jp/sys/upload/166pdf32.pdf>

# 4月例会報告

日時 : 4月9日 水曜日  
18:30 ~ 20:30  
テーマ : なぜ誰も責任を問われないのか？  
— 3・11原発過酷事故について—  
場所 : 港区立商工会館  
参加費 : 1000円  
担当 : 古川 元晴 (弁護士、元検事)

(はじめに)

3・11原発過酷事故は、発生後既に3年が経過しましたが、現在に至るもなお終息の見込みは立たず多大な被害を及ぼし続けています。再度同様の原発事故が起きたら日本はどうか。原因を徹底的に明らかにしなければならないということで、国会、政府、民間等各種の調査委員会が設置されて報告書が公表されるなど、私達国民には既に膨大な情報が提供されています。

一方、私も、今次原発事故の発生以来、法律実務家の視点から、その原因を解明する必要を痛感し努力を傾注してきました。そして、その成果の一端を取り纏めた私の論文が、最近発刊の岩波「世界」6月号に、「なぜ日本では大事故が裁かれないのか—過失を裁く法理の再検討—」という表題で掲載されました。本テーマはその論文の要点をご紹介しますので、関心のある方は是非この論文をお読み下さい。

第1 今次原発事故は「人災」か否か・・・今次原発事故の核心的な論点

今次原発事故の核心的な論点は、この事故が、原発推進主体である国・東電にとって社会的に許されない安全義務違反の「人災」だったのか否かということでしょう。「人災」ということであれば、関係者の権限に応じた責任が適切に問われ、再発防止策に生かされなければなりません。この点について国会事故調は「この事故が『人災』であることは明らかで、歴代及び当時の政府、規制当局、そして事業者である東京電力による、人々の命と社会を守るという責任感の欠如があった」と断定しました。

しかし、現在に至るも誰も政治上、行政上の責任を問われない状況が続いている上に、平成25年9月9日に東京地方検察庁がそれを追認するかのようになり、業務上過失致死傷罪(過失犯)等による告訴・告発事件について、刑事責任は問えないとして不起訴処分(嫌疑不十分)に付しました。なぜ誰も責任を問われないのか。国会事故調の「人災」という断定そのものが誤りなのか。誤りではないとすれば誰も責任を問われないということは一

体どのような理由によるのが問題となります。そこで、考究すると以下のとおりです。

第2 「リスク社会」におけるリスク管理はどうあるべきか

リスク管理とは、どの範囲までのリスク(危険)を事前に予測、想定して回避措置を講じるべきかという問題であり、事故の未然防止の観点からは、このリスクの予測、想定範囲をどこまで広く設定するかが決定的な要因(戦略上の要因)となります。

現代社会は、科学技術の飛躍的な発達の恩恵に大きく依拠していますが、反面において科学的に解明されていない不確かな「未知の危険」をもたらす甚大な被害の脅威に曝された「リスク社会」でもあります。リスク(危険)が、過去に起きたことがあって誰にでも確実かつ容易に予測できる従来型の「既知の危険」から、過去に起きたことがなく科学的にも確実には解明されていない新しい形態の「未知の危険」へと範囲が飛躍的に拡大しているのです。平成17年発生 of JR西日本の尼崎脱線転覆事故や平成13年発生 of 明石花火大会歩道橋事故等の大事故の多くはこのような不確かな「未知の危険」を想定外としたことによって起こされたものです。リスク社会においては、未だ起きることがない不確かな「未知の危険」についても適切に管理すべきことが事故回避のために社会的に要請されていることは多言を要しないでしょう。

第3 原発のリスク管理はどうあるべきか

原発の過酷事故は、一旦発生すれば人の生命、身体、健康、生活や環境等に甚大な放射能汚染による被害をもたらすものです。そのような原発業務の重大な危険性にかんがみれば、その発生防止のためには「万が一にも過酷事故を起こさないために人智を尽くして最善の努力をする」という最高度の注意義務と、その義務を果たすために不確かな「未知の危険」をも適切に想定して回避措置を講じるべき義務が社会的に課されていたということは、事故前から東電等をはじめ誰もが当然のこととして認識していたことではないでしょうか。東電等も、そのような義務を社会から課されていたことが明らかだったからこそ、「原発は多重防護で絶対に安全」等と当初から一貫して社会に宣言し、それに沿う市民教育等も強力に推進していたし、不確かな「未知の危険」を公表できない場合は意図的にこれを隠蔽して安全神話まで生み出したのでしょから、このような義務が課されていたことは公然とは否定できないでしょう。

第4 今次原発事故はなぜ「人災」といえるのか

事故前における津波の予測としては、東電等が想定していた土木学会の予測（波高5・7m、以下「東電予測」という。）と、地震調査研究推進本部の地震予測に基づき東電が試算した予測（最高波高15・7m、以下「推本予測」という。）がありました。原発敷地は海拔10mであり、実際の津波は14～5mでしたから、東電等がこの推本予測をも「想定」していれば、事前に回避措置がとれて今次事故は十分に回避できたでしょう。地震調査研究推進本部は政府に設置された地震に関する権威ある専門機関であり、その地震予測も当時の地震に関する最高の科学的知見に基づいてなされたものでして、十分に科学的根拠のある予測でした。しかし、東電等は、原発の安全につき、実際には、過去に起きたことがあって確実に予測できるリスク以外は想定する必要がないという対応を基本的に採っていたので、この推本予測についても「仮想的な波高数値」に過ぎないとして想定外としたことが明らかにされています。

原発は、国策として国の基幹エネルギーに位置付けられて推進されているのであり、そのような不確実な予測が出される度に停めるわけにはいかないというのがその理由であったということも明らかにされています。

そのような理由による「想定外」は社会的に許されないことは明らかで、国会事故調が今次事故を前述のとおり「人災」と断定したのも当然でしょう。

第5 今次原発事故が「人災」であるのに、なぜ誰も責任を問われないのか

#### 1 政治上、行政上の責任が問われない理由

政治上、行政上の責任が問われないのは、その責任を問うべき国自体が原発推進主体であるために、自浄作用が発揮され得ない状況にあるということでしょう。

#### 2 刑事上の責任が問われない理由

しかし政治、行政から独立した司法が所管する刑事責任まで問われないというのは、一体どのような理由によるのでしょうか。

##### (1) 法曹実務、学界を支配する時代遅れの法理論

一般に事故は、故意にではなく業務上必要な注意義務を怠るという過失によって起こされるので、刑事責任としては業務上過失致死傷罪（過失犯）の成否が問題となります。ところが、この過失犯の注意義務の解釈に関しては、二つの考え方（学説）があるのです。一つは「具体的予見可能性説」で、既に起きたことがあって具体的（確実）に予見（予測）できる「既知の危険」だけを想定すれば足りるとする説です。もう一つは「危惧感説」で、未だ起きたことがない「未知の危険」であっても起

き得ることが科学的、合理的に危惧される危険については、当該業務の性質等によっては想定すべきこととなるとする説です。前説は従来から存在していた説ですが、不確かな「未知の危険」は全てリスク管理の対象外としてよいとする説ですから到底「リスク」社会には対応できません。そこで、このようなリスクにも適切に対応し得るように新しく理論構成されたのが後説です。新しいといっても既に昭和40年代に当時東大教授だった藤木英雄氏により提唱されたものです。したがって、東電等の刑事責任は、前説によれば問い得ず後説によれば問い得ることになるのは当然の理ですし、一般の常識としても当然に後説によるべきこととなるはずで、しかし、意外にも現在の刑事司法の実務、学界においては依然として前説が通説でして、東京地検の不起訴処分も前説によったものです。

##### (2) 司法が果たすべき役割について

前説が実務において現在もなお通説であるというのは如何なる理由によるのかです。

端的に言えば、後説によったものでは企業等の経済的負担が重くなって経済成長の足かせになりかねないという国・企業等への過度の配慮が、司法にも及んでいるということでしょう。しかし、経済成長を国民の命より優先させるという発想は「民主国家」、「法治国家」の理念（正義）に反しますし、技術立国日本の将来をも危うくするでしょう。過失犯の成否というのは一見するとマイナーな事柄のようですが、実際には「リスク社会」における安全確保上の核心的な事柄です。司法が、社会の正当な負托に応えるべき責務を自ら放棄していないかが問われるのではないのでしょうか。

今や一般国民が裁判員や検察審査会の審査員等として刑事司法に主体的に関与することとなり、「お任せ司法」から「自分たちの司法」への転換が時代の要請となっています。本テーマが司法の在り方をも含めて国民的課題として広く議論されるようになることを期待したいものです。

